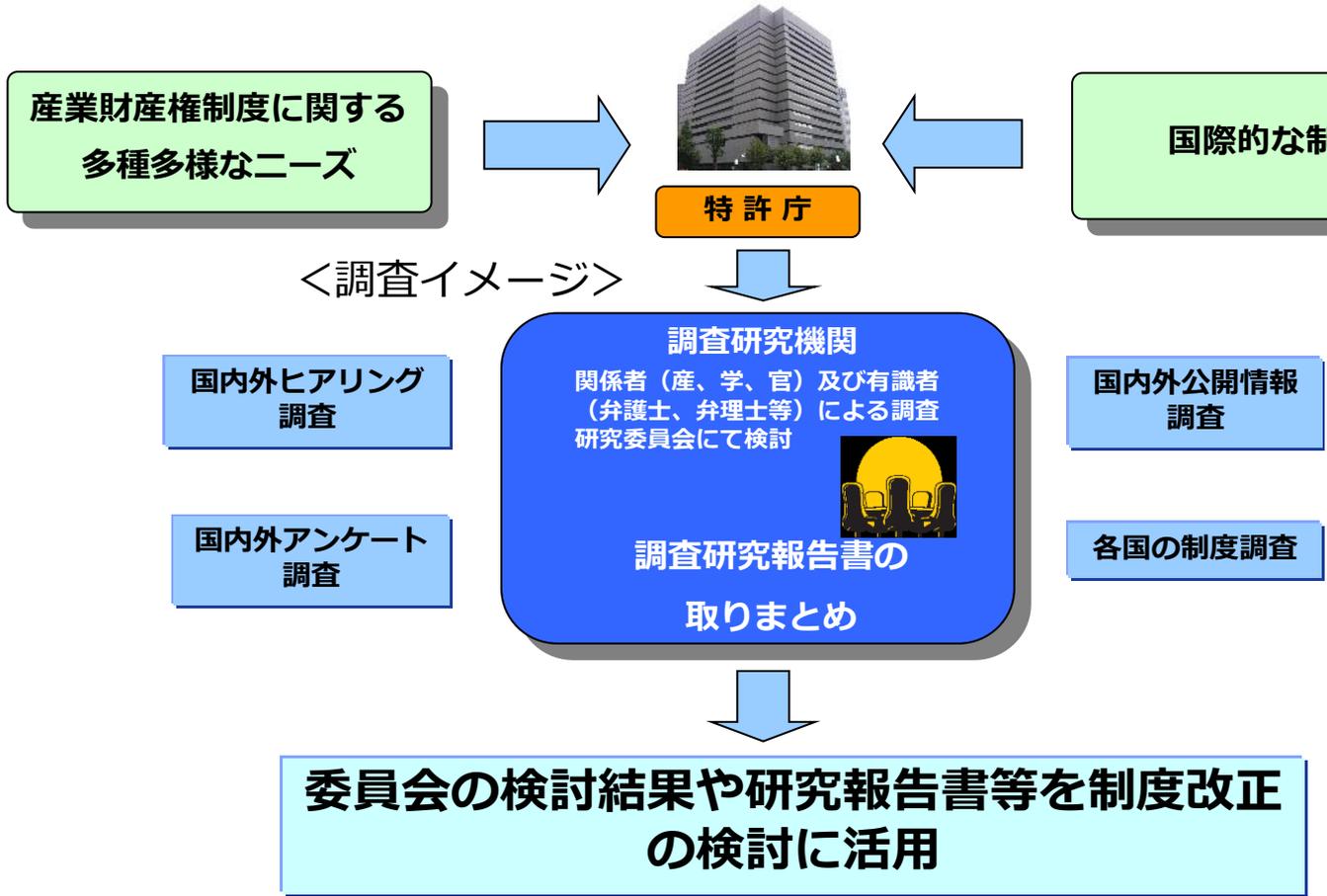


# 公報における出願人等住所の 概略表記に関して



- 産業財産権制度に関しての企画立案に資するように、法制面や運用面について改正を行う際の基礎資料となる報告書を取りまとめることが目的。
- 調査研究テーマ毎に専門家を交えた研究委員会の開催・国内外公開情報調査・国内外ヒアリング調査・国内外アンケート調査等、調査研究テーマに応じた調査・分析を行う。



**<詳細について>**  
本調査の詳細については、特許庁HP（以下URL記載）に掲載しております。令和6年度研究テーマ一覧「公報における出願人等住所の概略表記に関する調査研究」をご参照ください。  
URL:<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html>

**<お問い合わせ先>**  
経済産業省 特許庁 総務部 企画調査課  
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3  
TEL : 03-3581-1101 (内2152)

# 調査の俯瞰図

## 背景

特許庁は全公報をインターネット上で発行しているが、公報には、権利の公示に関連する情報として、法律に基づき、出願人・権利者及び発明者（実用新案については実用新案考案者、意匠については創作者。以下、「発明者等」）の氏名及び住所（居所）が掲載されている。一方、昨今のインターネットの普及により、個人のプライバシー保護の観点から、何人に対しても無償で提供される公報への個人の住所掲載の課題が顕在化した。

## 目的

諸外国の公報における出願人及び発明者等の住所表記のあり方や、出願人及び発明者等の住所情報に関する活用状況やニーズについて調査を行い、今後の公報における住所表記のあり方を検討する際の基礎資料とする。

## ■ 公開情報調査

主要国（米国、欧州、韓国、中国、独国）及び世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization, 以下、「WIPO」）が発行する公報等における住所表記、根拠規定、関連制度等について調査を実施した。

## ■ アンケート調査

個人出願人、法人出願人、知的財産情報の提供事業者（以下、「情報提供事業者」）、出願人等の住所情報を活用した分析研究を行っている大学等の研究者（以下、「分析研究者」）、発明者等として出願に関与したことのある大学研究者（以下、「大学発明者」）、知的財産に関する団体（以下、「団体」）に対して、自身の住所掲載へのニーズ、住所掲載により生じた支障、他者出願における住所の活用状況、住所を概略表記とした場合に想定される支障について調査を実施した。

## まとめ

- 主要国のうち、多くの国では公報に掲載する住所情報を概略表記としている。また、現状は完全表記で表示しているものの、個人情報及びプライバシー保護の観点から住所情報の表記方法について議論が行われている例も見られた。
- 出願人・権利者又は発明者等の当事者として全住所情報の掲載を望まない者が大半であった。一方、掲載を望む声も一定数あるが、その理由の多くはライセンス交渉に関するものであった。
- 他者の出願における住所情報の活用の観点では、住所情報を概略表記として支障はないとの声が多かった。一方、情報提供事業者や分析研究者を中心に全住所情報の掲載を望む声もあり、代替手段等の検討が必要である。

- 1. 本調査研究の背景・目的**
- 2. 本調査研究の実施方法**
- 3. 調査結果**
- 4. まとめ**

### 背景

- 平成27年4月以降、特許庁は全公報をインターネット上で発行しているが、公報には、権利の公示に関連する情報として、法律に基づき、出願人及び発明者等の氏名及び住所（居所）が掲載されている。
- 昨今のインターネットの普及により、個人のプライバシー保護の観点から、何人に対しても無償で提供される公報への個人の住所掲載の課題が顕在化したため、平成28年に産業構造審議会知的財産分科会情報普及活用小委員会で審議が行われた結果、同小委員会報告書において「個人情報保護を強化する必要性が高まっていることに鑑み、公報に掲載する住所を概略化すべき」旨の提言が示された。
- 個人住所掲載の課題の対応策について検討を進めた結果、同小委員会の提言を受けた制度的措置（公報における住所の概略化）については、平成28年当時において立法事実の不足により見送ることとなったが、今般、法務省において、株式会社の代表取締役等の住所の一部を登記事項証明書等において一定の要件の下、非表示とする措置が講じられること（商業登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第28号）や、引き続き公報における個人の出願人及び発明者等の住所の非表示の要望が多く寄せられていることを踏まえ、改めて公報における出願人及び発明者等の住所表記のあり方について検討を行っている。

### 調査目的

- 諸外国の公報における出願人及び発明者等の住所表記のあり方や、出願人及び発明者等の住所情報に関する活用状況やニーズについて調査を行い、今後の公報における住所表記のあり方を検討する際の基礎資料とする。

①

### 公開情報 調査

#### 【目的】

主要国の知的財産庁及びWIPOが発行する特許・実用新案・意匠・商標公報等における、出願人・権利者及び発明者等の住所表記のあり方を把握

#### 【対象】

各国及びWIPOにおける知的財産関連法令、知的財産庁のウェブページ、知財情報データベース等

#### 【内容】

- 各国知的財産庁が発行する公報における出願人・権利者及び発明者等の住所の公開形式（完全表記、概略表記又は非表示のいずれか）
- 出願書類等における出願人・権利者及び発明者等の住所の記載形式、各国知的財産庁が提供する知財情報データベースにおける出願人・権利者及び発明者等の住所の表示方法
- その他、各国及びWIPOにおける、出願人・権利者及び発明者等の住所表記に関する議論の内容（情報が開示されている場合）等

2

### アンケート 調査

#### 【目的】

出願人・権利者及び発明者等の住所情報に関する活用状況やニーズ、さらには公報における住所情報を概略表記にした場合の問題点の有無及びその内容等を把握

#### 【対象】

以下の6属性の合計2,131者に調査票を配布した。

属性	調査票配布数(者)
個人出願人	1,185
法人出願人	800
知的財産情報の提供事業者	100
大学研究者	28
大学発明者	7
知財に関する団体	11

#### 【内容】

各属性に対して、下記①～④の調査を実施した。なお、「情報提供事業者」「分析研究者」に対しては、③及び④のみ調査を実施した。

- ① 自身の住所掲載へのニーズ
- ② 住所掲載により生じた支障
- ③ 他者出願における住所の活用状況
- ④ 住所を概略表記とした場合に想定される支障

- 主要国の知的財産庁の多くは、出願人・権利者及び発明者等の住所について、概略表記又は非表示の対応を行っている。

	特許		実用新案		意匠		商標
	出願人・権利者	発明者	出願人・権利者	考案者	出願人・権利者	創作者	出願人・権利者
米国	概略	概略	-	-	概略	概略	完全
欧州	概略	概略又は非表示	-	-	完全	取得なし	完全
韓国	完全、自然人のみ概略可	完全又は概略	完全、自然人のみ概略可	完全又は概略	完全、自然人のみ概略可	完全又は概略	完全、自然人のみ概略可
中国	完全、外国人は概略	取得なし	完全、外国人は概略	取得なし	完全、外国人は概略	取得なし	完全
独国	概略	概略又は非表示	概略	取得なし	概略	概略	概略
WIPO	完全	完全	-	-	完全	完全	完全
日本	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全

出願書類等における  
住所の提出様式

- **特許**：出願人及び発明者の通信宛先を完全表記で提出
- **実用新案**：制度なし
- **意匠**：特許と同じ
- **商標**：出願人の住所を完全表記で提出（通信宛先、代理人宛先不可）

## 公報

- **特許**：出願人・権利者及び発明者の住所を概略表記で表示
- **実用新案**：制度なし
- **意匠**：特許と同じ
- **商標**：権利者の住所を完全表記で表示

## 住所の公開様式

知財情報  
データベース<sup>1</sup>

- **特許**：書誌情報として出願人、権利者及び発明者の住所を概略表記で表示。出願書類等において、出願人・権利者及び発明者の住所の完全表記を確認可能
- **実用新案**：制度なし
- **意匠**：特許と同じ
- **商標**：書誌情報として権利者の住所を完全表記で表示。出願書類等において、出願人の住所の完全表記を確認可能

1. 特許及び意匠についてはUSPTOが提供するPatent Centerを、商標についてはUSPTOが提供するTSDR（Trademark Status & Document Retrieval）を調査した。

#### 出願書類等における 住所の提出様式

- **特許**：出願人の住所を完全表記で提出。発明者の住所を概略表記で提出
- **実用新案**：制度なし
- **意匠**：出願人の住所を完全表記で提出。発明者の住所は提出不要
- **商標**：出願人の住所を完全表記で提出

#### 公報

- **特許**：EPRegisterで閲覧可能な公報では、出願人・権利者及び発明者の住所を概略表記で表示
- **実用新案**：制度なし
- **意匠**：権利者の住所を完全表記で表示
- **商標**：権利者の住所を完全表記で表示

#### 住所の公開様式

#### 知財情報 データベース<sup>1</sup>

- **特許**：書誌情報として出願人の住所を完全表記で、発明者の住所を概略表記で表示。出願書類等において、出願人の住所の完全表記を確認可能
- **実用新案**：制度なし
- **意匠**：書誌情報として権利者の住所を完全表記で表示
- **商標**：書誌情報として権利者の住所を完全表記で表示

1. 特許についてはEPOが提供するEPRegisterを、意匠及び商標についてはEUIPO が提供するeSearch plusを調査した。

出願書類等における  
住所の提出様式

- **特許**：出願人及び発明者の住所を完全表記で提出
- **実用新案**：出願人及び考案者の住所を完全表記で提出
- **意匠**：出願人及び創作者の住所を完全表記で提出
- **商標**：出願人の住所を完全表記で提出

## 公報

- **特許**：出願人・権利者及び発明者の住所を完全表記で表示。自然人の出願人・権利者及び発明者は申請により概略表記可<sup>2</sup>
- **実用新案**：特許と同じ
- **意匠**：特許と同じ
- **商標**：特許と同じ

## 住所の公開様式

知財情報  
データベース<sup>1</sup>

- **特許**：書誌情報として出願人・権利者及び発明者の住所を概略表記で表示
- **実用新案**：特許と同じ
- **意匠**：特許と同じ
- **商標**：特許と同じ

1. KIPOおよび韓国特許情報院（KIPI）が運営するKIPRISを調査した。

2. 個人のプライバシー保護の観点から2014年に特許法施行令等が改正され、いずれの法域においても自然人のみが申請により概略表記可となっている。

出願書類等における  
住所の提出様式

- **特許**：出願人の住所を完全表記で提出（外国人は概略表記）。発明者の住所は提出不要
- **実用新案**：特許と同じ
- **意匠**：特許と同じ
- **商標**：出願人の住所を完全表記で提出

## 公報

- **特許**：出願人・権利者の住所を完全表記で表示。外国人は概略表記で表示
- **実用新案**：特許と同じ
- **意匠**：特許と同じ
- **商標**：出願人・権利者の住所を完全表記で表示

## 住所の公開様式

知財情報  
データベース<sup>1</sup>

- **特許**：書誌情報として出願人・権利者の住所を完全表記で表示。外国人は概略表記で表示
- **実用新案**：特許と同じ
- **意匠**：特許と同じ
- **商標**：書誌情報として出願人・権利者の住所を完全表記で表示

1. 特許、実用新案及び意匠についてはCNIPAが提供する「中国及多国专利审查信息查询」を、商標についてはCNIPAが提供する「中国商标网」を調査した。

出願書類等における  
住所の提出様式

- **特許**：出願人及び発明者の住所を完全表記で提出
- **実用新案**：出願人の住所を完全表記で提出。考案者の住所は提出不要
- **意匠**：出願人の住所を完全表記で提出。創作者を指定する場合は、住所を完全表記で提出
- **商標**：出願人の住所を完全表記で提出

## 公報

- **特許**：出願人・権利者及び発明者の住所を概略表記で表示。発明者から要求があった場合は非表示
- **実用新案**：出願人・権利者の住所を概略表記で表示
- **意匠**：出願人・権利者及び創作者の住所を概略表記で表示
- **商標**：出願人・権利者の住所を概略表記で表示

## 住所の公開様式

知財情報  
データベース<sup>1</sup>

- **特許**：書誌情報として出願人・権利者及び発明者の住所を概略表記で表示。出願書類等において出願人の住所の完全表記を確認可能
- **実用新案**：書誌情報として出願人・権利者の住所を概略表記で表示。出願書類等において出願人の住所の完全表記を確認可能
- **意匠**：書誌情報として権利者及び創作者の住所を概略表記で表示
- **商標**：書誌情報として出願人の住所を概略表記で表示

1. DPMAが提供する「DPMAregister」を調査した。

出願書類等における  
住所の提出様式

- **特許**：出願人の住所を完全表記で提出。発明者を表示する場合は住所を完全表記で提出
- **実用新案**：特許と同じ（国際出願では保護の種類を指定しない）
- **意匠**：出願人の住所を完全表記で提出。創作者を指定する場合は住所を完全表記で提出
- **商標**：出願人の住所を完全表記で提出

## 公報

- **特許**：出願人及び発明者の住所を完全表記で表示
- **実用新案**：特許と同じ
- **意匠**：権利者及び創作者の住所を完全表記で表示
- **商標**：権利者の住所を完全表記で表示

## 住所の公開様式

知財情報  
データベース<sup>1</sup>

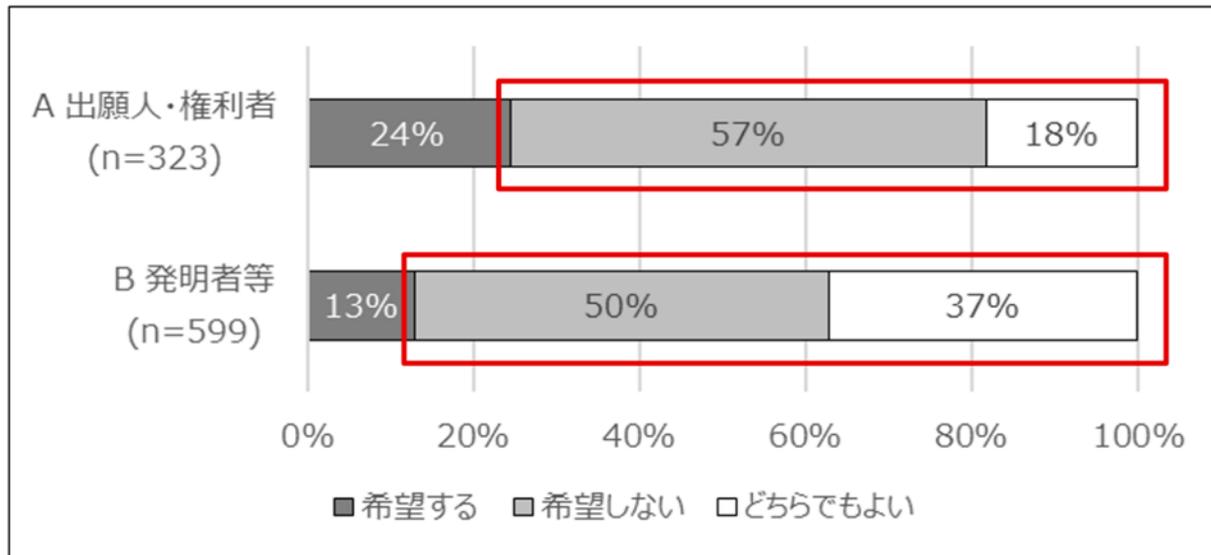
- **特許**：書誌情報として出願人の住所を完全表記で表示。発明者の住所は非表示
- **実用新案**：特許と同じ
- **意匠**：書誌情報として権利者及び創作者の住所を完全表記で表示
- **商標**：書誌情報として権利者の住所を完全表記で表示

1. 特許及び意匠についてはUSPTOが提供するPatent Centerを、商標についてはUSPTOが提供するTSDR（Trademark Status & Document Retrieval）を調査した。

- 出願人・権利者については75%、発明者等については87%が、自身の全住所情報の掲載を希望しない又はどちらでもよいと回答した

## ① 自身の住所掲載へのニーズ

図1 全住所情報の掲載を希望するか



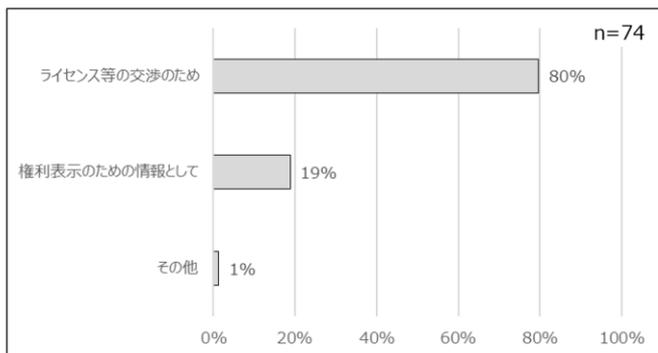
- (注) 1. 「A 出願人・権利者」については、個人出願人及び団体に対して調査を実施  
 2. 「B 発明者等」については、個人出願人、法人出願人、大学発明者及び団体に対して調査を実施  
 3. 団体に対しては、「顧客や会員から、特許庁が発行する公報等に自身の番地までの全住所情報が掲載されて有益であったとの意見を聞いたことがあるか」と質問  
 4. 未回答は除外

- 自身の住所掲載を希望する理由は、ライセンス交渉等の連絡先として必要であるとの回答が多かった。

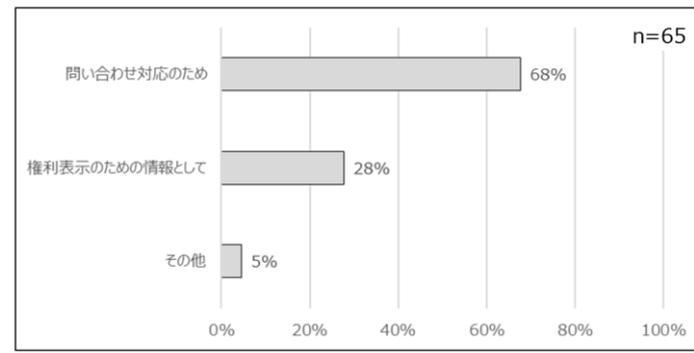
## ① 自身の住所掲載へのニーズ

図2 全住所情報の掲載を希望する理由

### 出願人・権利者



### 発明者等



- ライセンス等の交渉のため
  - ・ ライセンス交渉等の連絡が来ることがあるため。
  - ・ メーカーから問い合わせがくるかもしれないため。
  - ・ 個人研究者にとっては、特許権の獲得も大事だが、同時に、特許は同業企業に対する呼びかけである。
- 権利表示のための情報として
  - ・ 権利者の所在を明確化するために必要である。
  - ・ 権利を主張する情報として必要である。

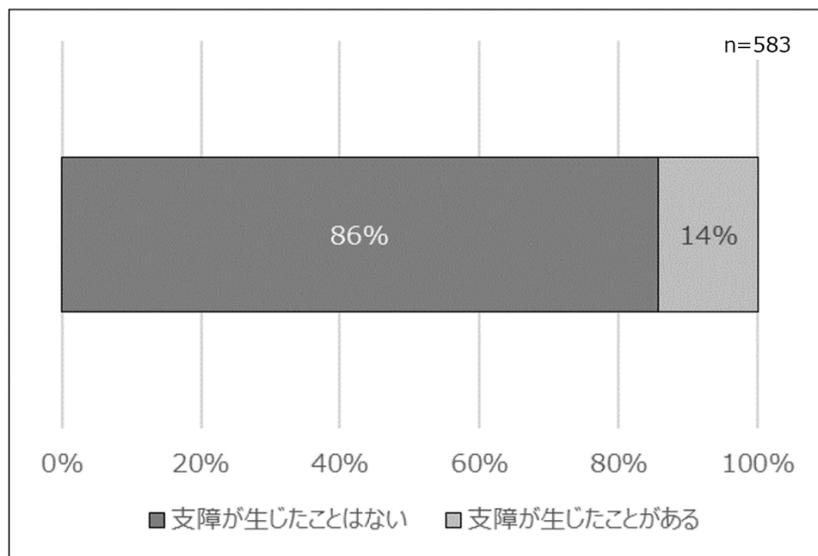
- 問い合わせ対応のため
  - ・ 問い合わせに答えるため。
  - ・ 技術的な質問や問題解決のアドバイスを受けることができるため。
- 権利表示のための情報として
  - ・ 発明者として名を上げることが大切である。
  - ・ 発明者の所在を明確にするために必要である。
  - ・ 権利者と発明者が同一であることの証明に必要である。

- 全体の14%が、公報に住所が掲載されることによって支障が生じたことがあると回答した。属性別に比較すると、個人出願人と団体は、支障が生じたことがあるとの回答が多かった。

### ② 住所掲載により生じた支障

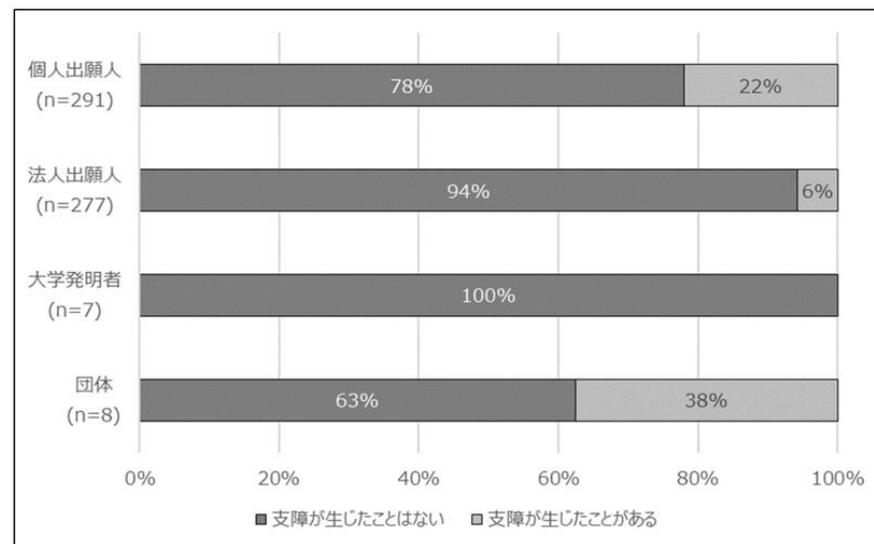
図3 住所情報が掲載されることによって支障が生じたことがあるか

全体



- (注) 1. 個人出願人、法人出願人、大学発明者及び団体に対して調査を実施  
 2. 法人出願人に対しては、「住所情報が掲載されることによって、発明者等から苦情や相談を受けたことはあるか」と質問  
 3. 団体に対しては、「住所情報が掲載されることについて、顧客や会員から支障があったとの声を聞いたことはあるか」と質問  
 4. 未回答は除外

属性別

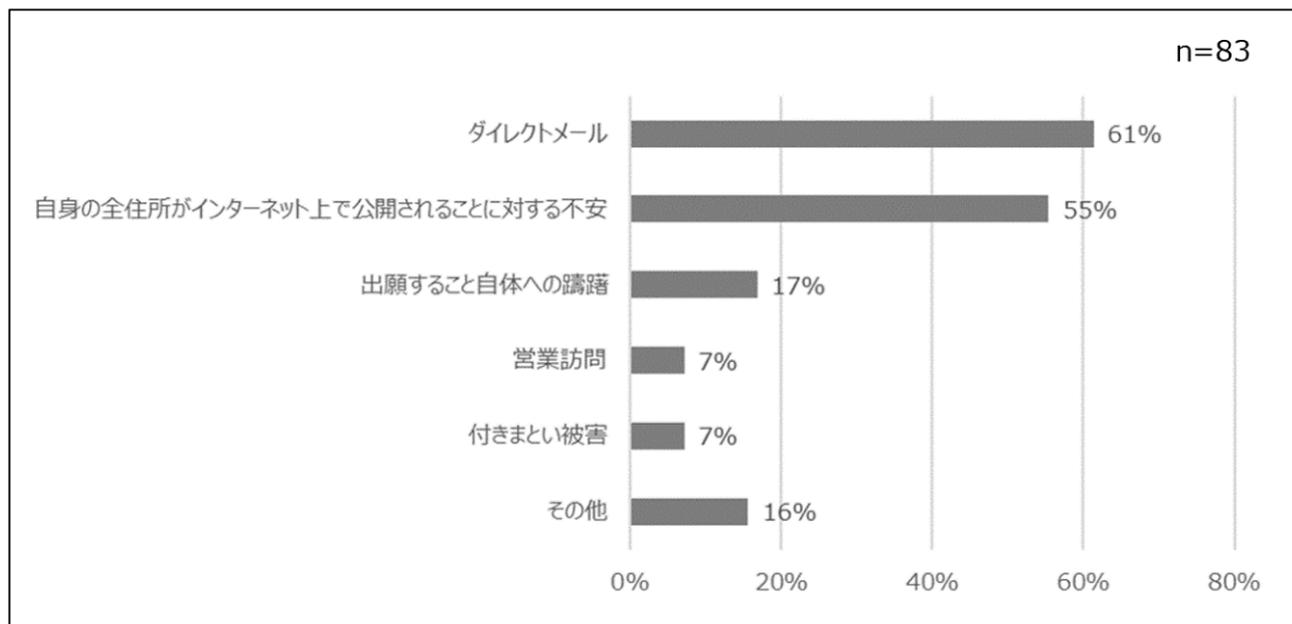


- (注) 1. 個人出願人、法人出願人、大学発明者及び団体に対して調査を実施  
 2. 法人出願人に対しては、「住所情報が掲載されることによって、発明者等から苦情や相談を受けたことはあるか」と質問  
 3. 団体に対しては、「住所情報が掲載されることについて、顧客や会員から支障があったとの声を聞いたことはあるか」と質問  
 4. 未回答は除外

- 支障の種類としては、ダイレクトメール（61%）、自身の全住所がインターネット上で公開されることに対する不安（55%）の順に回答が多かった。

## ② 住所掲載により生じた支障

図4 住所情報が掲載されたことによりどのような支障があったか



(注) 1. 「住所情報が掲載されることによって支障が生じたことがある」と回答した者のみに質問  
2. 複数回答可  
3. 未回答は除外

- 具体的な支障としては、全住所をインターネット上で公開することにより、トラブルに巻き込まれるのではないかと不安視する声が多く見られた。

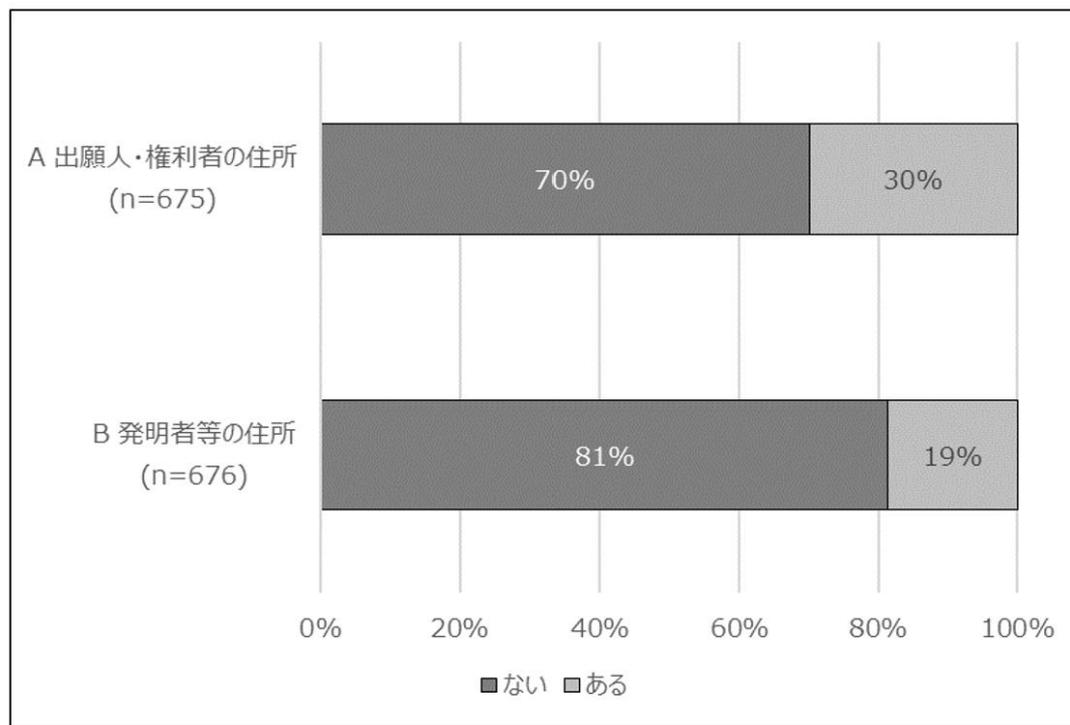
### ② 住所掲載により生じた支障

- ダイレクトメール
  - 出願公開と同時に「ホームページで紹介する」とのDMが多数届いた。
  - 詐欺のようなDMが届く。
- 営業訪問
  - 偽広告に有料で掲載してしまい、詐欺被害に遭った。
  - 知的財産関連のコンサルの誘いの郵便が届いた。
- 付きまとい被害
  - 出願後、妙に自宅の周囲を徘徊している人がいた。
  - 自宅前で待ち伏せされていた。
- 出願すること自体への躊躇
  - 住所が晒されるためかなり出願を躊躇した。結局解決策は見つからず、あきらめて出願した。今後何かの支障が出たら出願を後悔するだろう。
- 自身の全住所がインターネット上で公開されることに対する不安
  - 近年の事件を見ていると氏名や住所が公表される事に不安や恐怖を感じる。
  - こども（発明者）の特許出願の際、住所等が公開されることに子供自身に嫌悪感があり、トラブルに巻き込まれる不安等も重なり、特許庁からの取材に応じなかった経緯がある。
  - 支障が生じたわけではないが、何が起こるかわからないから不安である。

- 他者出願における住所の活用状況について、出願人・権利者の住所情報については70%が、発明者等の住所情報については81%が、利用する場面はないと回答した。

### ③ 他者出願における住所の活用状況

図5 他者の出願における住所情報を活用することはあるか



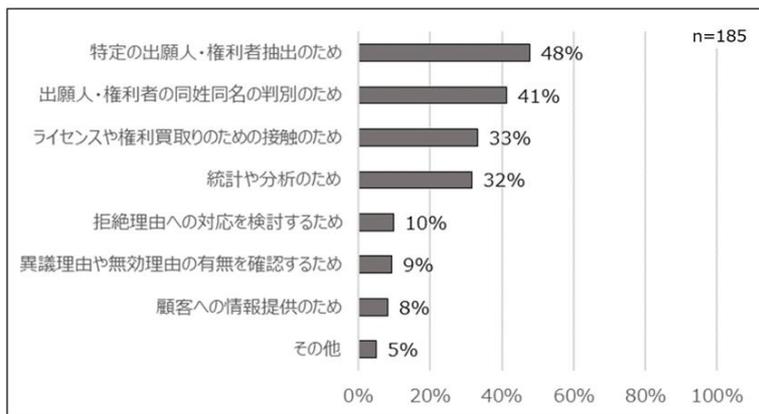
(注) 未回答は除外

- 他者の特許出願における住所情報の利用目的としては、「特定の出願人・権利者抽出のため」「特定の発明者等抽出のため」が多い。

### ③ 他者出願における住所の活用状況

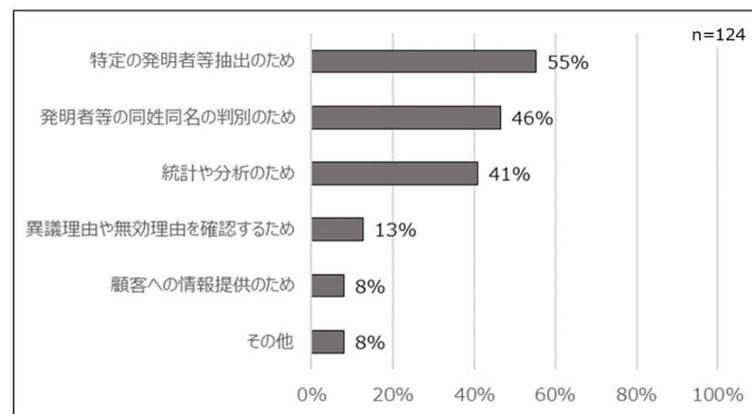
図6 他者の住所情報の利用目的（特許）

#### 出願人・権利者



(注) 1. 複数回答可  
2. 「顧客への情報提供のため」は情報提供事業者のみ回答  
3. 未回答は除外

#### 発明者等

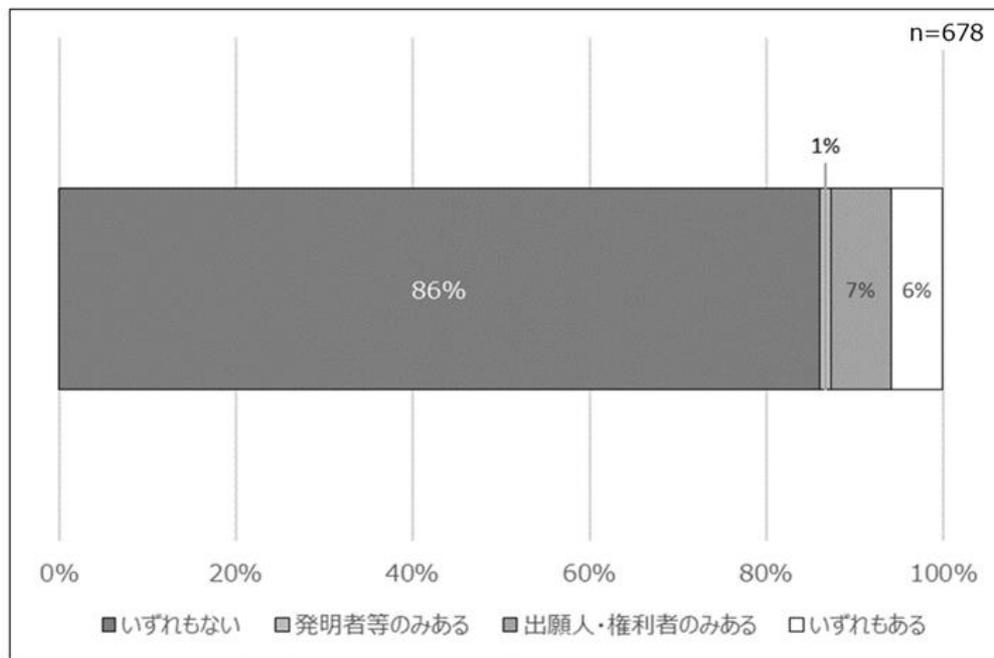


(注) 1. 複数回答可  
2. 「顧客への情報提供のため」は情報提供事業者のみ回答  
3. 未回答は除外

- 他者の出願における、出願人・権利者及び発明者等のいずれの住所情報についても概略表記として支障はないとの回答が86%であった。

## ④ 住所を概略表記とした場合に想定される支障

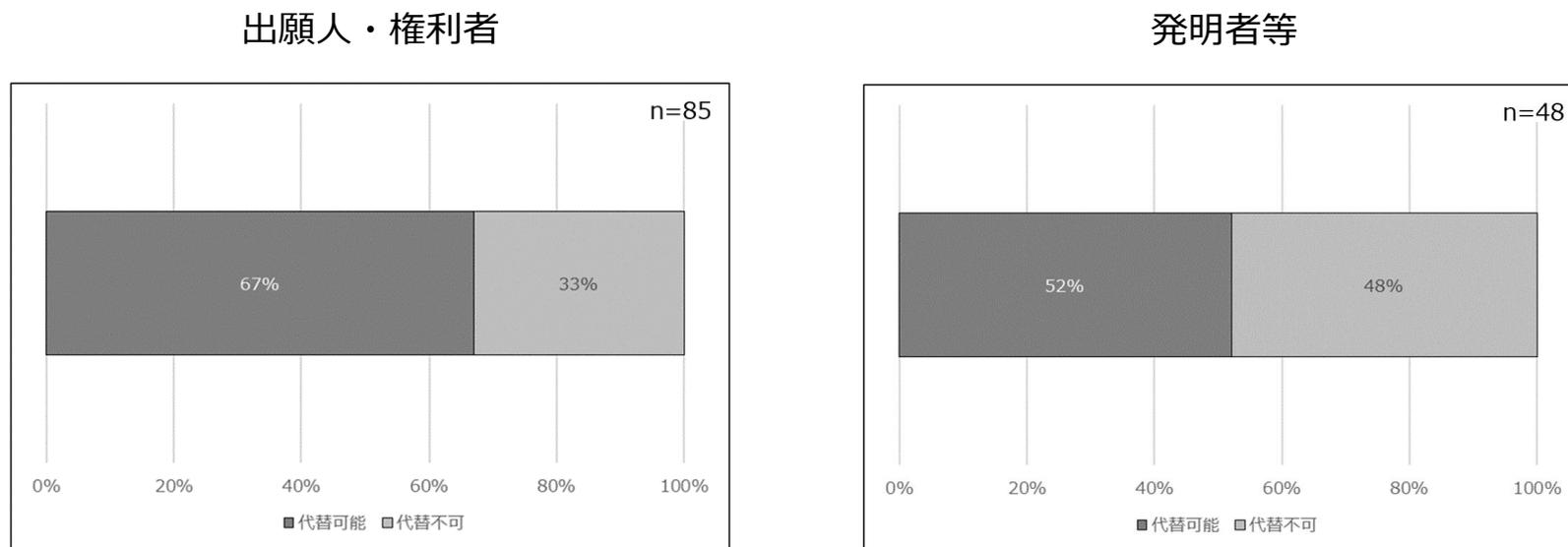
図7 番地までの全住所情報が掲載されなかった場合に支障はあるか



- 住所を概略表記とした場合に支障があると回答した者のうち、出願人・権利者の住所情報の確認については67%が、発明者等の住所情報の確認については52%が代替可能と回答した。

### ④ 住所を概略表記とした場合に想定される支障

図8 住所情報の確認を出願書類や登録原簿等の閲覧請求で代替することは可能か



(注) 1. 「番地までの全住所情報が掲載されなかった場合に支障がある」と回答した者に質問  
 2. 複数回答可  
 3. 未回答は除外

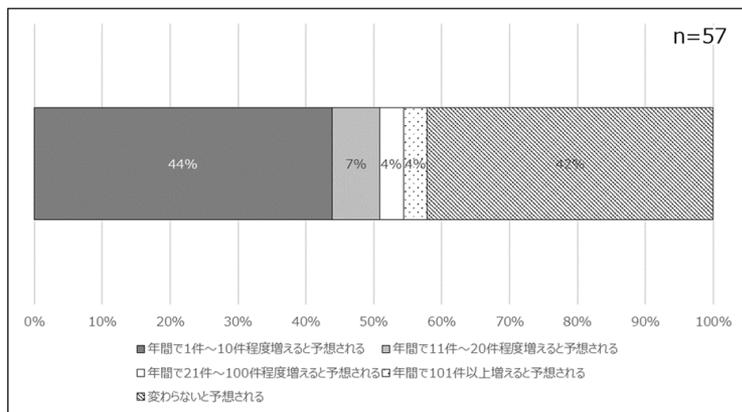
(注) 1. 「番地までの全住所情報が掲載されなかった場合に支障がある」と回答した者に質問  
 2. 複数回答可  
 3. 未回答は除外

- 住所情報が概略表記となった場合、閲覧請求の件数は増えるかと予想されるかとの問いに対しては、「年間で1件～10件程度増えると予想される」との回答が最も多かった。

### ④ 住所を概略表記とした場合の支障

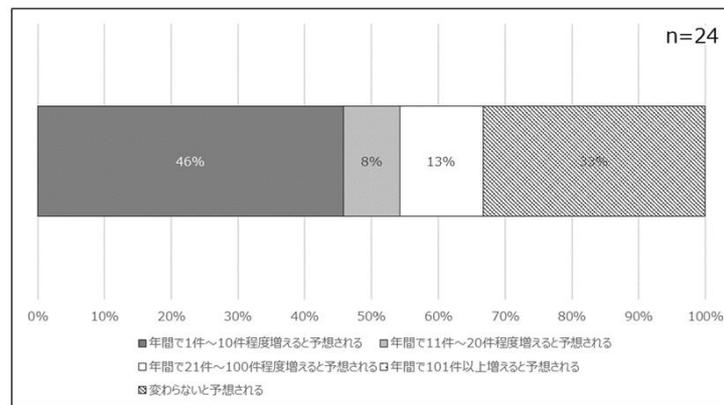
図9 住所情報が概略表記となった場合、  
出願書類や登録原簿等の閲覧請求の件数は増えるかと予想されるか

出願人・権利者



(注) 1. 「閲覧請求で代替可能」と回答した者に質問  
2. 複数回答可  
3. 未回答は除外

発明者等



(注) 1. 「閲覧請求で代替可能」と回答した者に質問  
2. 複数回答可  
3. 未回答は除外

### 諸外国の状況

- 四法全ての公報において、完全表記で住所を開示している国は、日本と中国のみである<sup>1</sup>。
- 韓国は、原則として完全表記であるが、個人のプライバシー保護の観点から、自然人の出願人・権利者及び発明者については申請により住所を概略表記とすることができる。
- 米国や欧州のように、一部の法域のみ完全表記で住所を開示する国もある。

### 住所掲載のニーズ

#### 自身の住所情報の掲載

- 自身の住所を完全表記で掲載したいとの声がある一定数あったが、その理由の多くはライセンス等の交渉のためであり、閲覧請求で代替可能であると想定される。
- 自身の住所が公報に掲載されることの懸念として、インターネット上で全住所が公開されることへの不安の声が多く見られた。

#### 他者の住所情報の活用

- 全体を見ると、多くが住所情報を活用しておらず概略表記として支障がないとの回答であったが、属性別に見ると、情報提供事業者や分析研究者が積極的に住所情報を活用している。

### 住所の概略表記に向けて

- 国際協調の観点からは、公報における住所情報を概略化することを妨げる事情はないと考えられる。
- 自身の住所掲載のニーズにおいても、その大半は概略表記で問題がないか、閲覧請求といった別の手段で代替可能なものである。
- 一方で、住所情報の活用については、属性によっては公報に掲載される全住所を積極的に活用しており、開示レベルや代替手段等の検討が必要である。

1. なお、中国の特許、実用新案、意匠において、外国人については概略表記となる。

禁無断転載

令和6年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究  
公報における出願人等住所の概略表記に関して  
(要約版)  
令和7年1月

請負先  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2